那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画

別記　登山者・観光客の避難対策

目次

１　想定される事態 2
２　登山者・観光客の避難の考え方 2
３　避難促進施設 3
４　各ケースにおける防災対応（避難促進施設・町・協議会等の役割） 6
５　避難促進施設利用者等の避難 7
（１）突発的に噴火した場合 7
（２）噴火警戒レベルの引き上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合 ... 12
（３）臨時の火山の状況に関する解説情報等が出された場合 15
（４）避難所等における避難者滞在支援 16
６　登山者の避難 16
（１）突発的に噴火した場合 16
（２）噴火警戒レベルの引き上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合 ... 20
（３）臨時の火山の状況に関する解説情報等が出された場合 21

那須岳火山防災協議会

1　想定される事態

避難促進施設*1（以下、「施設」）の避難対応について、次のように想定する。

（１）突発的に噴火した場合

（２）噴火警戒レベルの引上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合

（３）臨時の火山の状況に関する解説情報等が出された場合

＊1：「火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設で、活火山法第６条において、市町村が「避難促進施設」として地域防災計画に名称等を定めることとしている。」

2　登山者・観光客の避難の考え方

- １（１）の場合は、施設管理者が噴火を察知し、自らが判断し防災対応をスタートさせるケースである。（２）の場合は、町からの情報に基づき避難を行うケースである。（３）の場合は、避難は必要としないが火山の状況や立入規制などの町からの情報を施設の利用者等にも伝達するケースである。ただし、規制があり避難を必要とする場合は、（２）のケースに相当する。
- １（１）の突発的に噴火した場合の施設における利用者等*2 の緊急退避は、基本的に避難確保計画*3 に基づき、施設が対応し、規制範囲外への避難の可否や実施時期については、町と施設が協議し実施することを基本とする。規制範囲外への避難誘導については、町は、施設と連携し、道路管理者及び警察等の協力も得て実施する。

＊2：施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者を基本とする。また、施設周辺にいる登山者・観光客等も対象として考えることが望ましく、以上を総じて「利用者等」としている。

＊3：活火山法第８条において、避難促進施設の所有者等は、単独で又は共同して、避難訓練その他火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（「避難確保計画」）を作成しなければならないとされている。

- なお、施設における緊急退避や避難誘導に関して、山岳ガイドや観光ガイド等の協力が得られるように、町又は那須岳火山防災協議会は、あらかじめ関係団体・機関とも協力関係を構築しておく必要がある。

□ 避難促進施設における避難の考え方

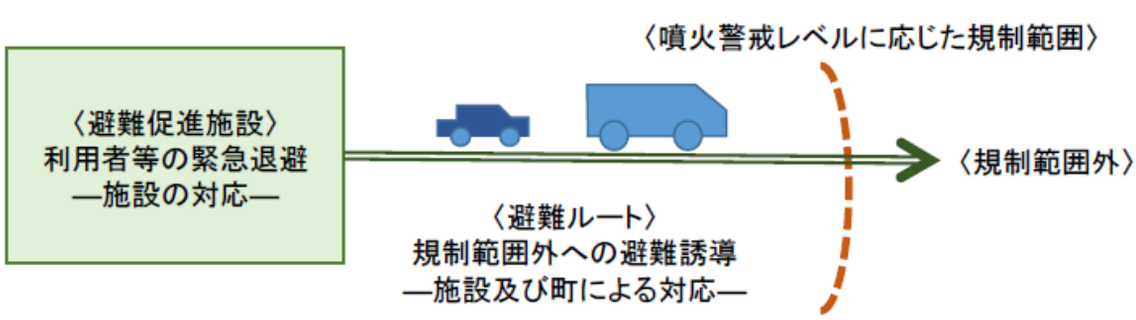

３　避難促進施設

- 町は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として那須町地域防災計画に位置付ける。
- 避難確保計画の策定主体として、単独の所有者もしくは管理者が計画を策定する場合を「単体施設」とする。所有者もしくは管理者が異なる複数の施設が共同で計画を策定する場合を「地区一体」とする。なお、「地区一体」の場合は、地区を構成する施設の中で、噴火時等に町との連絡窓口になり、防災対応の統括を行うなどの「代表施設」を定める。代表施設の選定については、地区内の比較的規模の大きな施設や夜間も運営している施設が担うことが望ましいと考えられるが、代表施設のみに過度な負担がかからないように配慮する必要がある。
- 「地区一体」の場合における地区の範囲については、防災対応の実効性や地区の実情などを考慮して設定する必要がある。具体的には、情報伝達・共有が迅速かつ確実に行え、避難等の防災対応が地区一体となって行える範囲とすること、また、地区の代表施設への負担を考慮し、地区を構成する施設数が多くなりすぎないように配慮することが必要である。さらに、噴火警戒レベルに基づく立入規制などの範囲と整合がとれるようにしておく必要がある。
- 「地区一体」の場合における「代表施設」の選定や地区の範囲設定については、町と該当地区とが十分に協議して決定する。

□ 那須岳の避難促進施設（案）

噴火警戒ﾚﾍﾞﾙ	単体施設	地区一体
レベル１		
レベル２	• 那須ロープウェイ • 峠の茶屋売店	
レベル３	• 休暇村那須 • マウントジーンズスキー場 • 那須温泉ファミリースキー場	【大丸温泉】旅館ニューおおたか、大丸温泉旅館、那須マウントホテル 【弁天温泉】弁天温泉旅館 【三斗小屋温泉】大黒屋、煙草屋
レベル４	• 那須高雄温泉おおるり荘	【八幡温泉】八幡温泉、八幡駐車場、県立なす高原自然の家 【北温泉】北温泉旅館

□ 山頂周辺図（山頂付近の主な施設等）

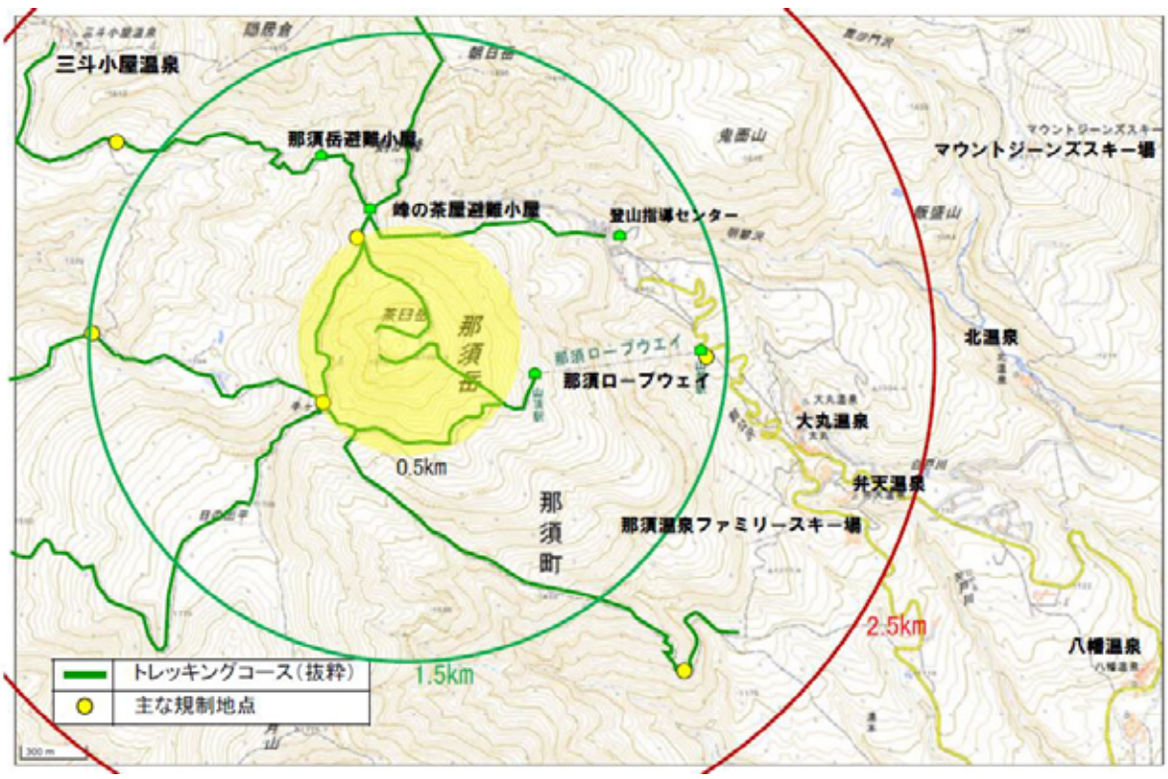

□ 那須岳火山地域全体図

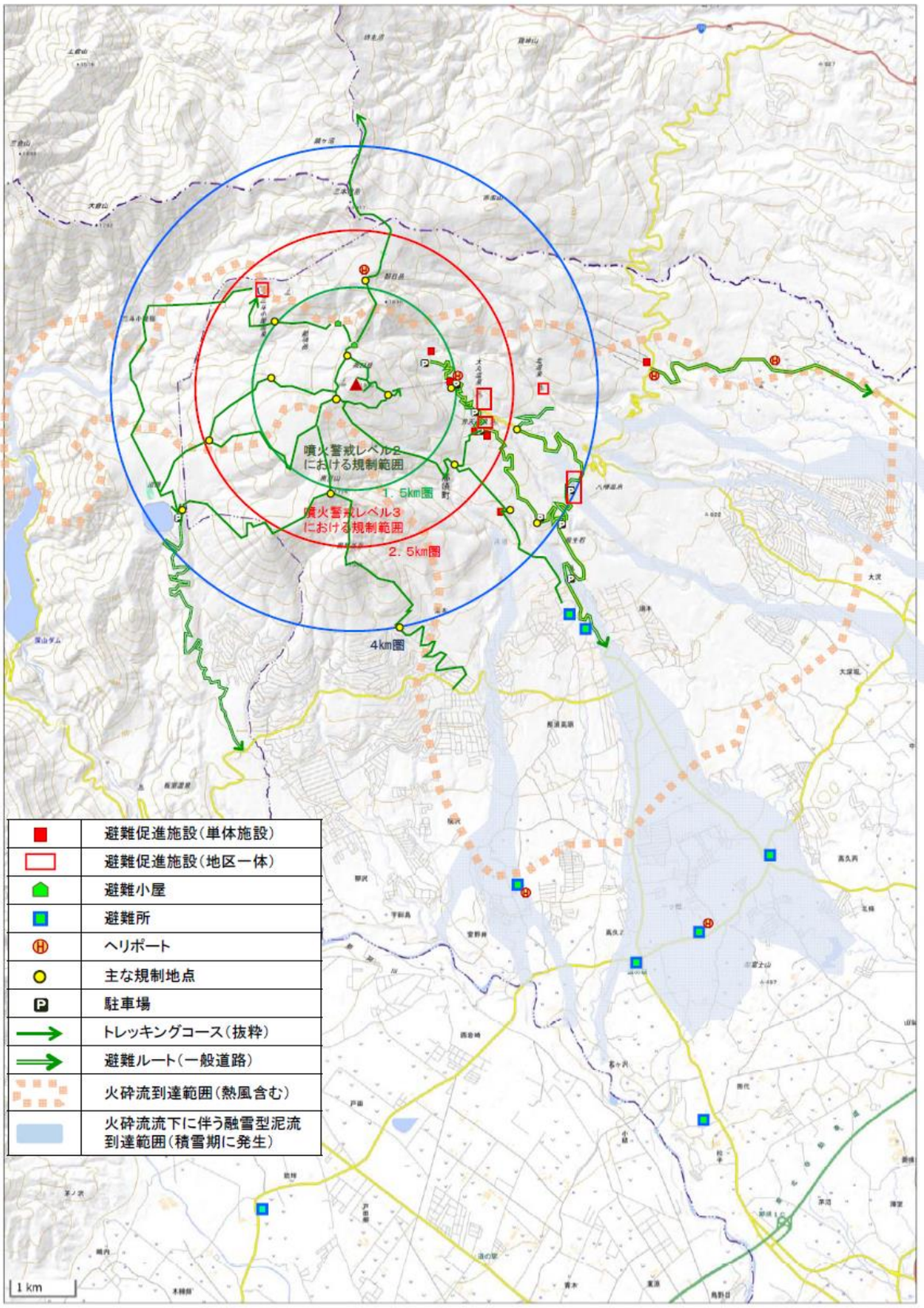
噴火警戒レベル2
における規制範囲
1．5km圏
噴火警戒レベル3
における規制範囲
2．5km圏
4km圏
避難促進施設（単体施設）
避難促進施設（地区一体）
避難小屋
避難所
ヘリポート
主な規制地点
駐車場
トレッキングコース（抜粋）
避難ルート（一般道路）
火砕流到達範囲（熱風含む）
火砕流流下に伴う融雪型泥流
到達範囲（積雪期に発生）
1 km

4　各ケースにおける防災対応（避難促進施設・町・協議会等の役割）

□ 各ケースにおける防災対応表

機関	(1) 突発的に噴火した場合	(2) 噴火警戒レベルの引上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合	(3) 臨時の解説情報等が出された場合
避難促進施設	• 噴火発生認知を町に通報 • 利用者等の緊急退避 • 町への緊急退避状況、施設閉鎖の報告 • 町からの避難の指示受理 • 町へ利用者等の輸送手段の確保を依頼 • 緊急退避者へ規制範囲外への避難呼びかけ • 緊急退避者へ交通機関、道路状況に関する情報提供 • 緊急退避後の○km圏外への避難誘導	• レベル引上げや立入規制等の情報収集 • 町からの情報収集 • 町からの避難の指示受理 • 規制圏内施設：利用者等に規制範囲外への避難呼びかけ、施設閉鎖 • 登山者へ緊急下山の呼びかけ • 町へ利用者等の輸送手段の確保を依頼 • 利用者等へ交通機関、道路情報等伝達 • 規制圏外施設：利用者等にレベル引き上げや立入規制等の情報提供	• **臨時の解説情報等**の情報収集 • 町からの情報収集 • 利用者等への情報伝達 • 利用者等へ交通機関、道路情報等伝達 • （0.5 km圏における登山者の緊急下山）
町	**《情報収集・伝達》** • 噴火情報の通報受理、地方気象台等への連絡、協議会情報共有 • 防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール発信 **《防災体制》** • 災害対策本部設置 **《入山規制等》** • 入山規制（○km圏規制） **《避難誘導対応》** • 施設の緊急退避状況確認 • 緊急退避後の○km圏外への避難の協議（協議会） • 施設との避難の協議・避難ルート確認 • 自衛隊への出動要請（→県） • 施設からの輸送手段確保対応、輸送事業者への依頼 • 交通機関、道路状況等の確認 • 施設へ交通機関、道路状況に関する情報提供 • 緊急下山者の確認・救護 • 避難所開設 • 避難誘導支援	**《情報収集・伝達》** • 臨時の解説情報受理 • レベル引上げや立入規制等の情報収集 • 防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール発信 **《防災体制》** • 災害警戒本部設置 **《入山規制等》** • 入山規制（○km圏規制） **《避難誘導対応》** • 規制圏内施設に規制範囲外への避難の確認 • 交通機関、道路状況等の確認 • 施設に交通機関、道路状況等の情報提供 • 施設からの輸送手段確保対応、輸送事業者への依頼 • 緊急下山者の確認・救護 • 避難所開設 • 避難誘導支援	**《情報収集・伝達》** • 臨時の解説情報等の情報収集と伝達 **《入山規制等》** • 0.5 km圏規制検討→実施 **《防災対応》** • 交通機関、道路状況等の確認 • 施設に交通機関、道路状況等の情報提供 • 緊急下山者の確認

協議会構成機関	**《情報収集・伝達》** • 気象庁：噴火速報発信 • 気象庁：レベル○に引き上げ（協議会との協議） **《防災体制》** • 那須岳火山防災協議会コアグループ会議を中心に、「那須岳噴火災害対策合同会議（仮称）を設置 • 県：災害対策本部設置 **《入山規制等》** • 入山規制（○km圏規制） • 県道 17 号、21 号線等の通行規制（流入規制） **《避難誘導対応》** • 自衛隊：出動準備→避難者救助 • 避難のタイミング協議（現地本部、協議会） • 交通機関、道路状況に関する情報共有 • 施設から規制範囲外への避難誘導（警察、消防、道路管理者）	**《情報収集・伝達》** • 気象庁：臨時の解説情報発信 • 気象庁：レベル○（協議会との協議） **《防災体制》** • 那須岳火山防災協議会コアグループ会議を中心に、「那須岳噴火災害対策合同会議（仮称）を設置 • 県：災害警戒本部設置 **《入山規制等》** • 入山規制（○km圏規制） • 県道 17 号、21 号線等の通行規制（流入規制） **《避難誘導対応》** • 交通機関、道路状況に関する情報共有 • 施設から規制範囲外への避難誘導（警察、消防、道路管理者）	**《情報収集・伝達》** • 気象庁：臨時の解説情報発信 **《入山規制等》** • 0.5 km圏規制検討→実施 • 規制範囲の協議→実施 **《防災体制》** • コアグループ会議及び専門部会の開催 • 県：災害警戒本部設置 **《防災対応》** • 交通機関、道路状況等の確認・共有

5　避難促進施設利用者等の避難

「利用者等」とは、施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等を指しており、ここでは、それらを対象とした避難対策について示している。

（１）突発的に噴火した場合

①　情報収集・伝達

ア　町は、噴火発生を認知した施設から通報を受けた場合、速やかに気象庁（地方気象台）に伝達する。

イ　町は、気象庁（地方気象台）等の機関から噴火発生の通報を受けた場合、速やかに避難促進施設に伝達する。

ウ　気象庁（地方気象台）は、噴火速報を発信する。

エ　噴火警戒レベルの引き上げについて、那須岳火山防災協議会で情報を共有する。

オ　町は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール等により登山者・観光客に広報を行う。

カ　町は、施設と継続して連絡をとり、利用者等の緊急退避状況などを把握する。情報共有を行う主な内容は以下のとおり。

・現在の火山活動の状況

・利用者等の避難状況、被災状況

・施設及び周辺の被害状況

・気象庁（地方気象台）・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
・規制範囲外への避難の実施

キ　町は、各施設（もしくは地区の代表施設）との情報連絡の窓口として、情報収集・伝達の一本化に努める。

□ 突発的に噴火した場合の情報受理体制

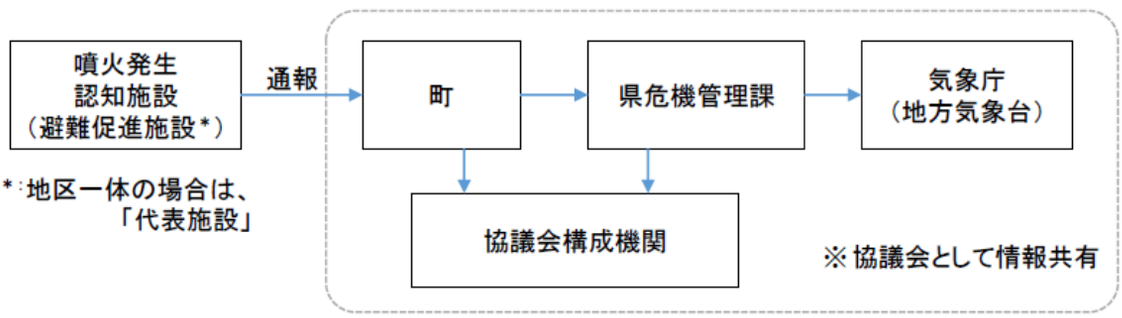

② 防災体制

ア　那須岳火山防災協議会コアグループ会議を中心に、協議会会長を会長する「那須岳噴火災害対策合同会議（仮称）（以下「災害対策合同会議」という。）」を設置する。設置場所は、那須町役場会議室（代替施設は、那須塩原市役所庁舎）とする。

イ　県・町は、災害対策本部を設置する。

③ 入山規制等

→「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画：第３　噴火警戒レベルに応じた入山規制及び交通規制」参照

④ 避難誘導対応

ア　施設の緊急退避状況の確認

- 町は、各施設における利用者等の緊急退避状況を確認する。

イ　規制範囲外への避難の可否判断

- 災害対策合同会議は、火山の活動状況等を踏まえ、施設利用者等の規制範囲外への避難の可否について協議を行う。
- 町は、合同本部における施設利用者等の規制範囲外の避難の実施時期の協議結果を踏まえ、該当する施設（地区一体の場合は、代表施設）と協議し避難実施について調整する。

□ 施設との協議

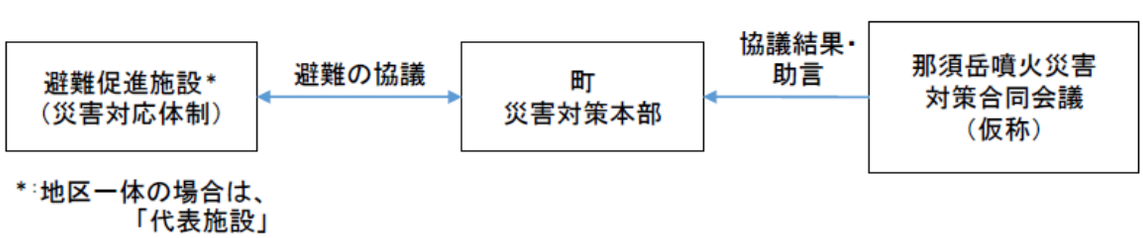

ウ　自衛隊への出動要請

→「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画：第４　噴火時における住民等避難」参照

エ　避難手段の確保

- 町は、利用者等の避難において、施設から輸送手段確保の依頼があった場合には、その対象者数、バス等の必要台数を確認し、施設を対象とした輸送計画をたて、輸送手段の提供機関に出動要請を行う。
- 県を通じて、自衛隊へも人員及び輸送車両等を要請する。

□ 輸送手段の提供機関一覧

輸送機関・事業所名	所在	連絡先
東野交通㈱運輸部	栃木県宇都宮市平出工業団地 19 番地 8	028-662-1080
那須町観光協会	栃木県那須郡那須町湯本 182	0287-76-2619

オ　規制範囲外への避難誘導

- 町は、あらかじめ定めていた施設からの避難ルートの状況について、道路管理者や所轄の警察署等から情報収集し、その安全性について確認する。必要に応じて代替（避難）ルートを設定する。
- 町は、施設に対して、避難ルート及び避難先について指示する。
- 町は、道路管理者及び所轄の警察署に、避難ルートとなる道路の一般車両の通行禁止（流入禁止）措置等の要請を行う。
- 町は、道路管理者や所轄の警察署等の協力を得て、あらかじめ定めた要所において利用者等の避難誘導を行う。

カ　施設への交通機関、道路状況に関する情報提供

- 町は、交通機関の運行状況や道路状況に関する情報を収集し、施設に情報提供を行う。

□ 交通規制路線

- 那須高原線（県道 17 号線）
- 那須甲子線（県道 290 号線）
- 湯本大島線（県道 344 号線）
- 市道板室沼原線

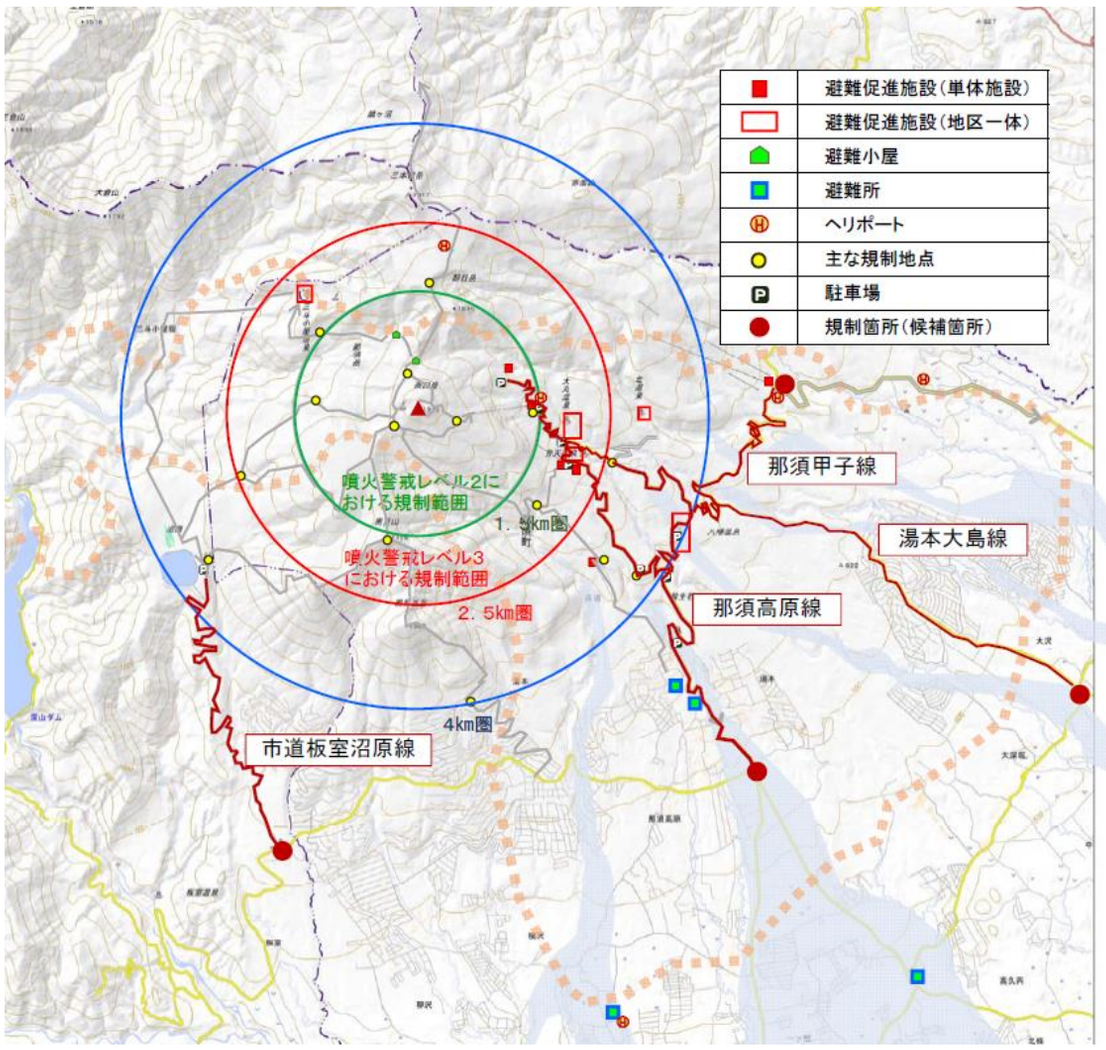

キ　避難所の開設

町は、登山者・観光客の一時滞在のための避難所を開設し、収容する。

□ 登山者・観光客のための避難所（候補施設）

施設名	所在	収容可能人員	管理者
高原公民館	那須町大字湯本 199-14	100 人	那須町
那須小学校	那須町大字湯本 201-1	420 人	那須町
道の駅 那須高原友愛の森	那須町大字高久乙 593-8		那須町

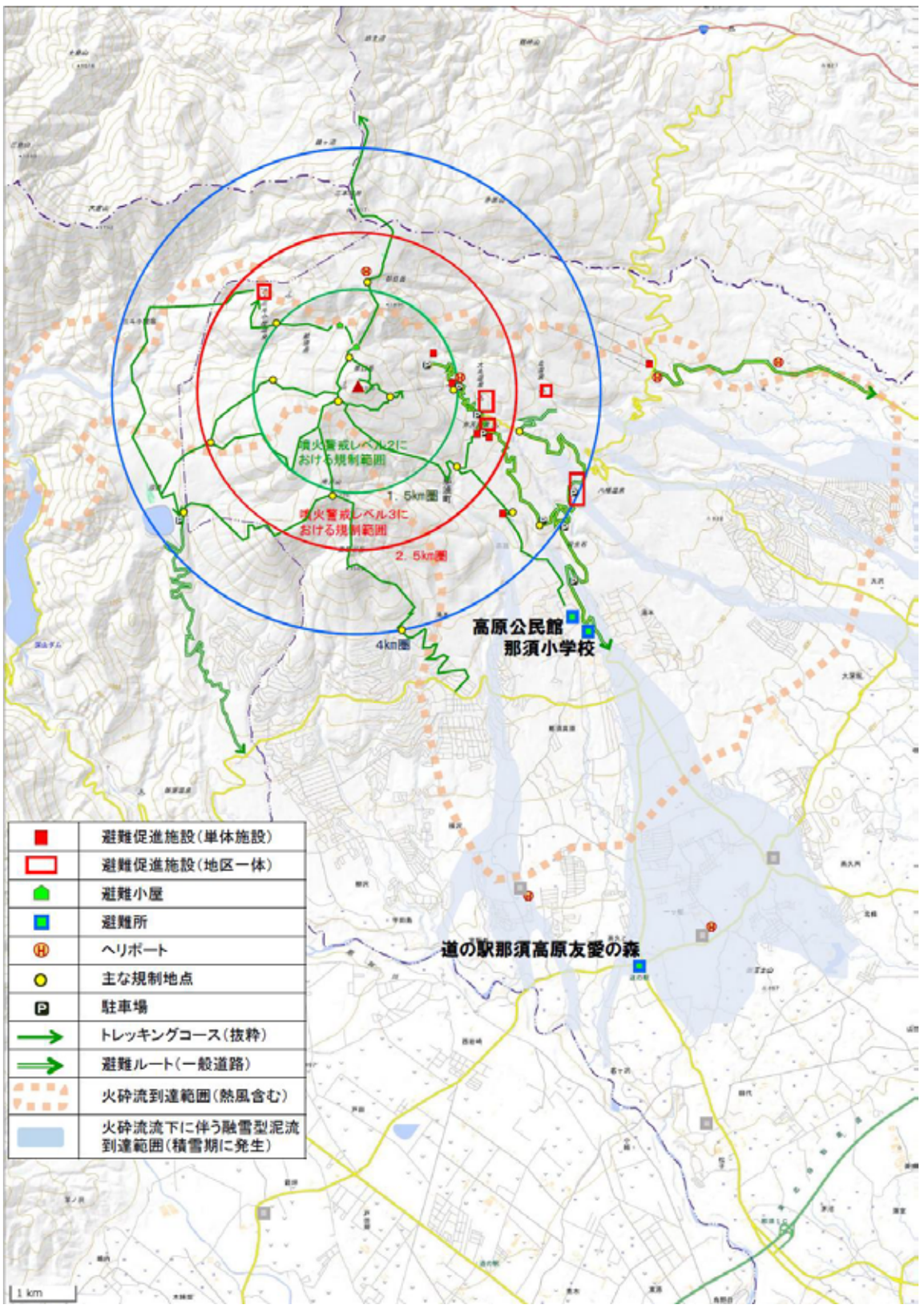
噴火警戒レベル2における規制範囲
1．5km圏
噴火警戒レベル3における規制範囲
2．5km圏
4km圏
高原公民館
那須小学校
道の駅那須高原友愛の森
避難促進施設（単体施設）
避難促進施設（地区一体）
避難小屋
避難所
ヘリポート
主な規制地点
駐車場
トレッキングコース（抜粋）
避難ルート（一般道路）
火砕流到達範囲（熱風含む）
火砕流流下に伴う融雪型泥流到達範囲（積雪期に発生）
1 km

（２）噴火警戒レベルの引き上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合

① 情報収集・伝達

ア　町は、噴火警戒レベルの引き上げや立入規制の実施、避難勧告・避難指示（緊急）の発令等について、速やかに各施設に伝達する。

イ　町は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール等により登山者・観光客に広報を行う。

ウ　町は、避難促進施設と継続して連絡をとり、利用者等の避難状況などを把握する。情報共有を行う主な内容は以下のとおり。

・現在の火山活動の状況
・利用者等の避難状況
・交通機関の運行状況、道路状況
・気象庁（地方気象台）、火山専門家等から得られる今後の火山活動の推移など

□ 情報収集・伝達体制

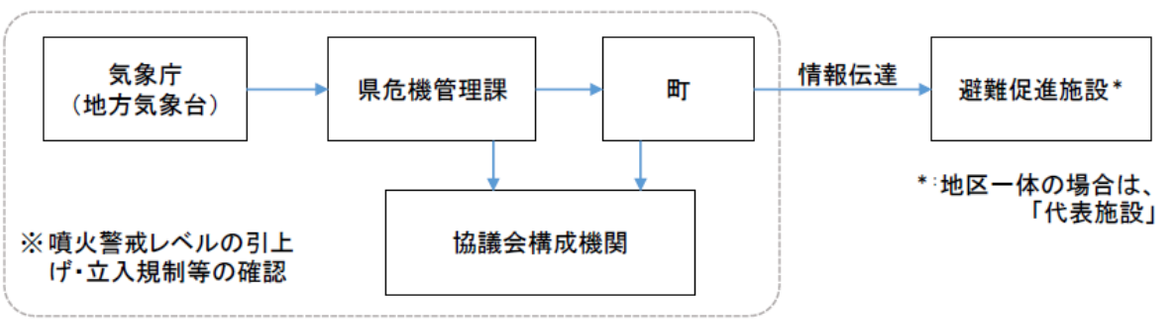

② 防災体制

ア　那須岳火山防災協議会コアグループ会議を中心に、協議会会長を会長とする「那須岳噴火災害対策合同会議（仮称）を設置する。設置場所は、那須町役場会議室（代替施設は、那須塩原市役所庁舎）とする。

イ　県・町は、災害警戒本部を設置する。

③ 入山規制等

→「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画：第３　噴火警戒レベルに応じた入山規制及び交通規制」参照

④ 避難誘導対応

ア　施設への規制範囲外への避難の指示

町は、入山規制の実施状況を施設に伝えるとともに、規制範囲内にある施設には、規制範囲外への避難を指示する。

□ 施設への避難の指示

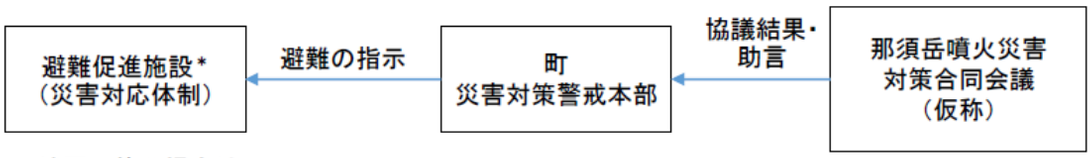

*：地区一体の場合は、
「代表施設」

イ　施設への交通機関、道路状況に関する情報提供

町は、交通機関の運行状況や道路状況に関する情報を収集し、施設に情報提供を行う。

ウ　避難手段の確保

町は、施設から利用者等の避難において、輸送手段確保の依頼があった場合には、その対象者数、バス等の必要台数を確認するとともに、依頼のあった施設を対象として輸送計画を作成し、輸送手段の提供機関に要請を行う。

□ 輸送手段の提供機関一覧

→ 頁９「輸送手段の提供機関一覧」参照

エ　避難誘導支援

- 町は、施設に対して、あらかじめ定めていた避難ルート及び避難先について指示する。
- 町は、道路管理者及び所轄の警察署に、避難ルートとなる道路の一般車両の通行禁止（流入禁止）措置等の要請を行う。
- 町は、道路管理者及び所轄の警察署等の協力を得て、あらかじめ定めた要所において利用者等の避難誘導を行う。

□ 避難者誘導（帰宅支援）ルート

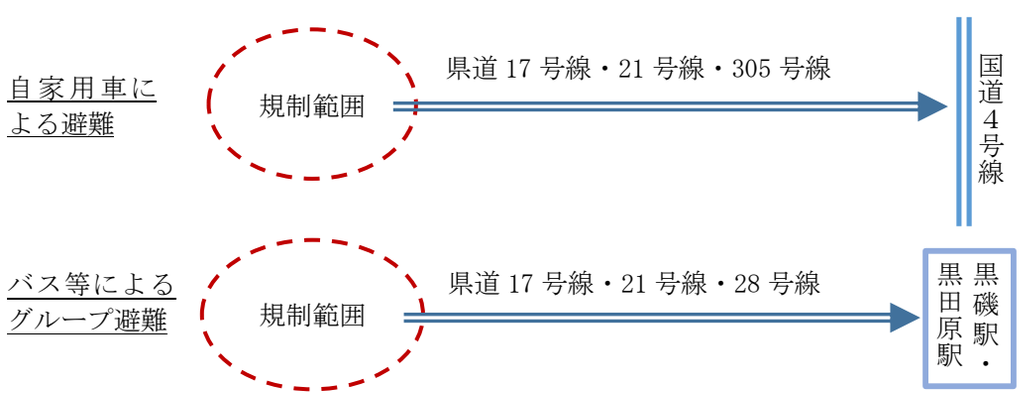

オ　避難所の開設

- 町は、登山者・観光客の一時滞在のための避難所を開設し、収容する。
- 町は、避難者に対して、火山の活動状況、交通機関の運行状況、道路状況等の情報等、帰宅方法に関する情報提供を行う。

（３）臨時の火山の状況に関する解説情報等が出された場合

① 情報収集・伝達

ア　町は、臨時の解説情報等について、速やかに避難促進施設に伝達する。

イ　町は、避難促進施設と継続して連絡をとり、施設利用者等の状況などを把握する。情報共有を行う主な内容は以下のとおり。

・現在の火山活動の状況

・利用者等の状況

・交通機関情報、道路状況

・気象庁（地方気象台）・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など

② 防災体制

那須岳火山防災協議会コアグループ会議及び専門部会を開催する。

③ 入山規制等〔第１次規制：山頂から 500m 規制の検討〕

ア　協議会は、臨時の解説情報等を踏まえ、山頂から 500m 程度の一部規制を検討する。

イ　一部規制を実施する場合、規制実施機関は、登山規制の措置をとる。

→「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画：第３　噴火警戒レベルに応じた入山規制及び交通規制」参照

ウ　町は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール等で登山者に下山を呼びかける。

□ 規制範囲（第１次規制）

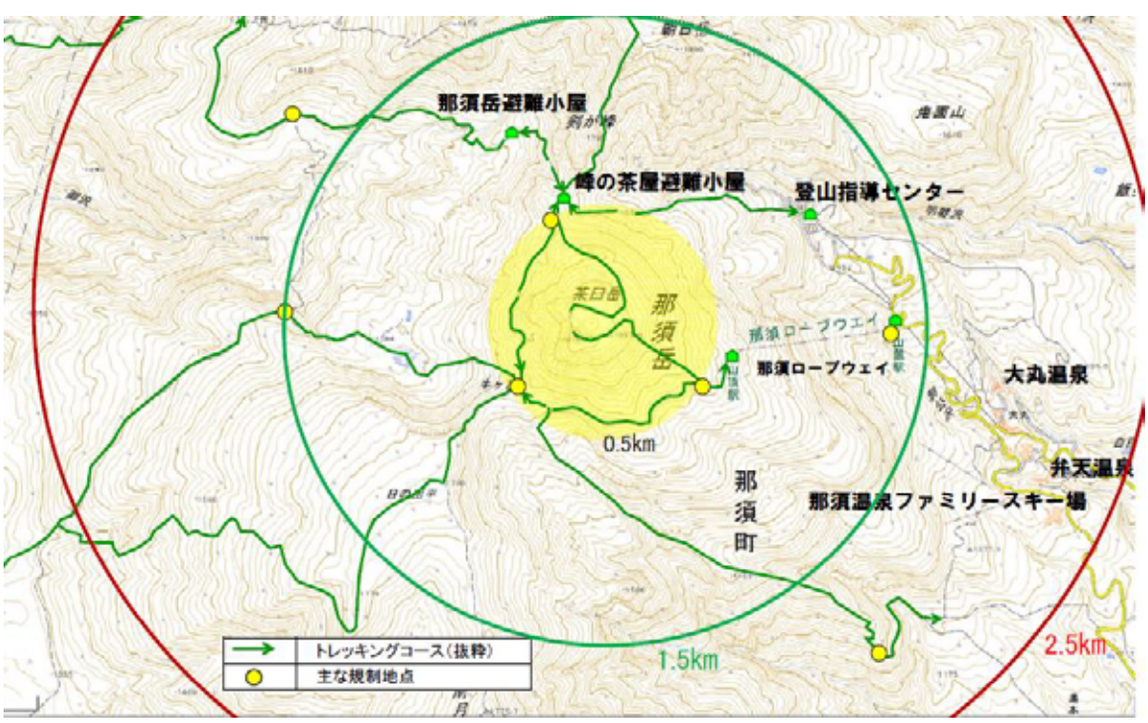

④　防災対応

ア　町は、交通機関の運行状況や道路状況に関する情報を収集し、施設に情報提供を行う。

イ　山頂から500m程度の一部規制による、登山者の緊急下山は、以下を参照。

→「６登山者の避難（２）噴火警戒レベルの引き上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合」

ウ　町は、施設から利用者等の避難において、輸送手段確保の依頼があった場合には、その対象者数、バス等の必要台数を確認するとともに、依頼のあった施設を対象として輸送計画をたて、輸送手段の提供機関に要請を行う。

□ 輸送手段の提供機関一覧

→ 頁９「輸送手段の提供機関一覧」参照

（４）避難所等における避難者滞在支援

規制範囲外に避難した登山者・観光客について、町は、必要に応じて避難所に一時収容し、食糧、寝具、生活必需品等の給付を行う。

６　登山者の避難

ここでは、火口周辺で登山中の登山者を対象とした避難対策について示している。

（１）突発的に噴火した場合

①　情報収集・伝達

町は、噴火を確認した場合、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール等により、登山者に噴火発生と緊急退避・緊急下山等とるべき行動について呼びかけを行う。

→「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画：第６　突発的な水蒸気爆発等への対応」参照

②　緊急退避・緊急下山

ア　退避場所・緊急下山ルート等の周知【事前対策】

- 町又は那須岳火山防災協議会は、登山における留意事項や地点別避難ルート（緊急退避・緊急下山）について、看板やパンフレット等で周知を図る。
- 周知看板は、登山口や分岐等に設置し、那須岳火山防災マップやパンフレットについては、避難小屋や避難促進施設で掲示もしくは配布する。また、これから登山しようとする人たちにも周知するように、JR主要駅や道の駅等の施設においても、那須岳火山防災マップ等の掲示・配布や噴火警戒レベルの掲示などを行う。
- 那須ロープウェイが運行できない場合を想定した避難対策を検討する。

□ 周知看板等の設置場所（候補地）

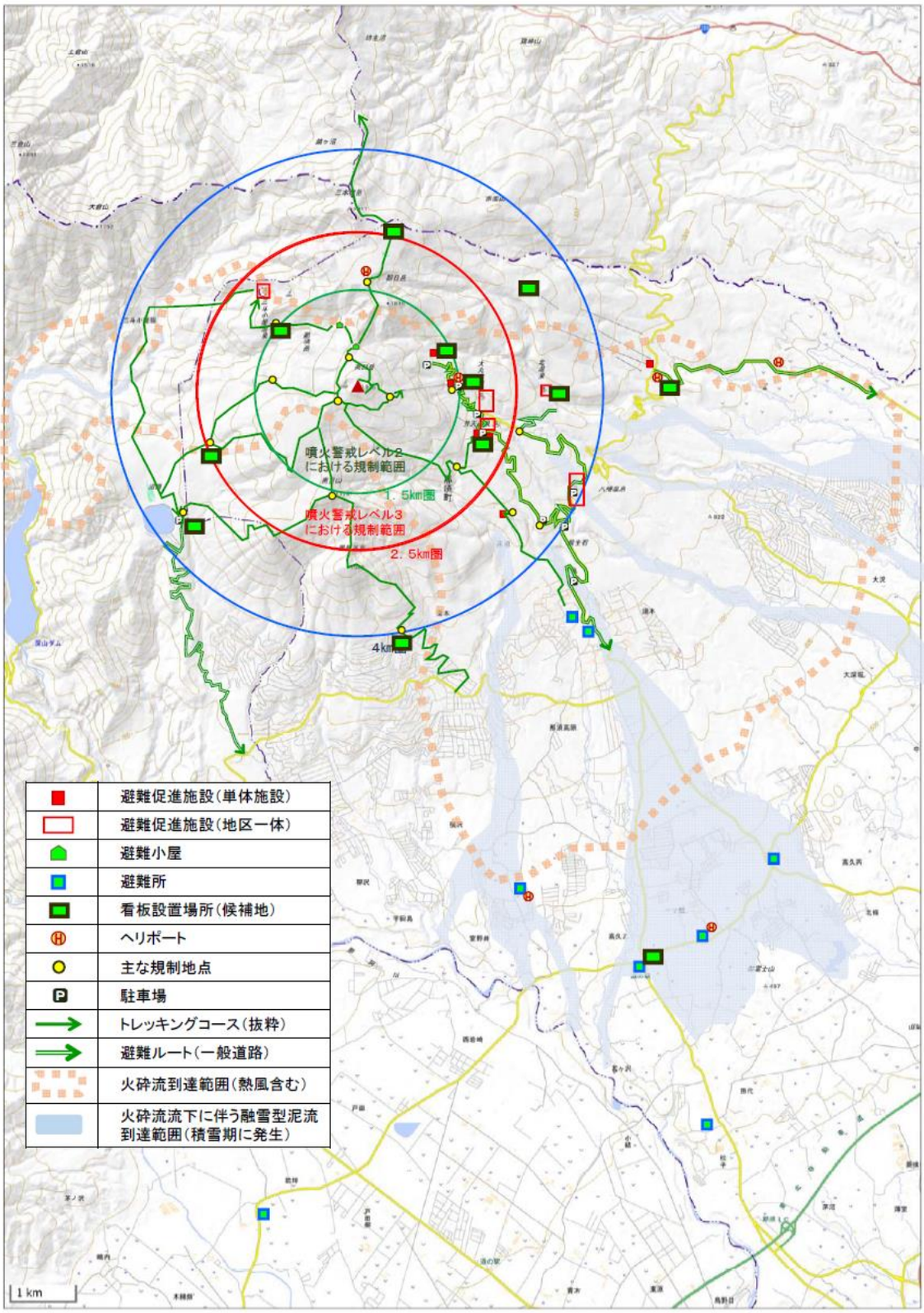

イ　入山規制等

→「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画：第３　噴火警戒レベルに応じた入山規制及び交通規制」参照

□ 緊急退避・下山ルート

ウ　誘導員の確保【事前対策】

町または協議会は、那須山岳救助隊や那須山岳会等山岳ガイド、観光ガイド等の諸団体との噴火時等の避難誘導に関する協力体制を構築しておく。

エ　登山者の確認・救護活動

緊急に下山した登山者の確認、登山者の救護活動のための活動拠点をあらかじめ設定しておき、火山の活動状況を踏まえ、関係機関は必要な災害対策車両等を集結させ、救護活動にあたる。

□ 登山者の救護活動拠点（候補地）

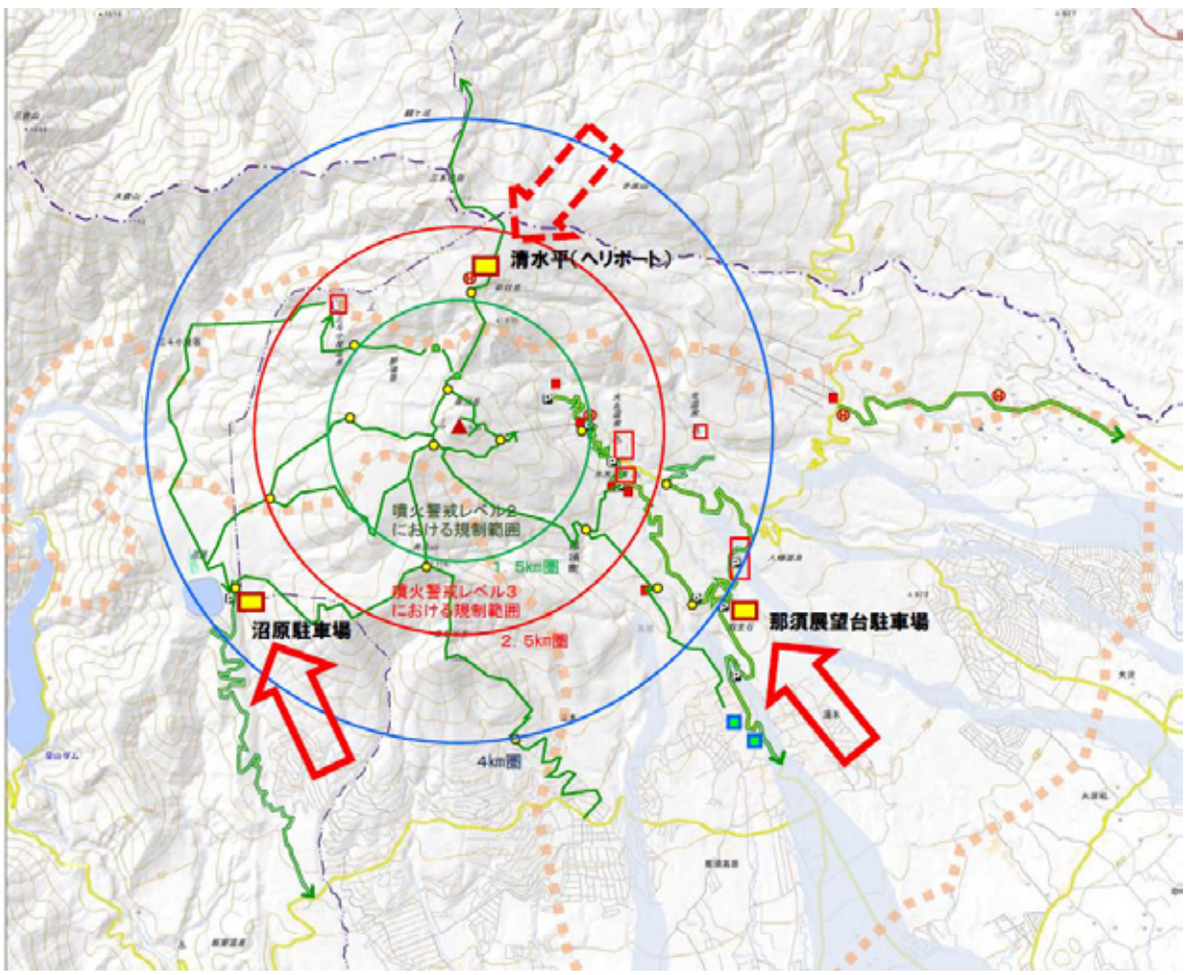

救護活動拠点（候補地）	所在地	管理者
大丸駐車場 那須高原展望台駐車場	那須町大字湯本	那須町
沼原駐車場	那須塩原市板室	那須塩原市
那須岳清水平（ヘリポート）	那須町大字湯本字那須岳国有林（清水平周辺）	塩那森林管理署

（２）噴火警戒レベルの引き上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合

① 情報収集・伝達

ア　町は、噴火警戒レベルの引き上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール等により、登山者に緊急下山等とるべき行動について呼びかけを行う。

イ　国や県は、ヘリコプターによる広報活動等も検討する。

→「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画：第６　突発的な水蒸気爆発等への対応」参照

② 緊急下山

ア　緊急下山ルート等の周知【事前対策】

- 町又は協議会は、登山における留意事項や地点別下山ルート（緊急下山）について、看板やパンフレット等で周知を図る。
- 周知看板は、登山口や分岐等に設置し、那須岳火山防災マップやパンフレットについては、避難小屋や避難促進施設で掲示もしくは配布する。また、これから登山しようとする人たちにも周知するように、JR 主要駅や道の駅等の施設においても、那須岳火山防災マップ等の掲示・配布や噴火警戒レベルの掲示などを行う。

イ　入山規制等

→「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画：第３　噴火警戒レベルに応じた入山規制及び交通規制」参照

□ 緊急下山ルート

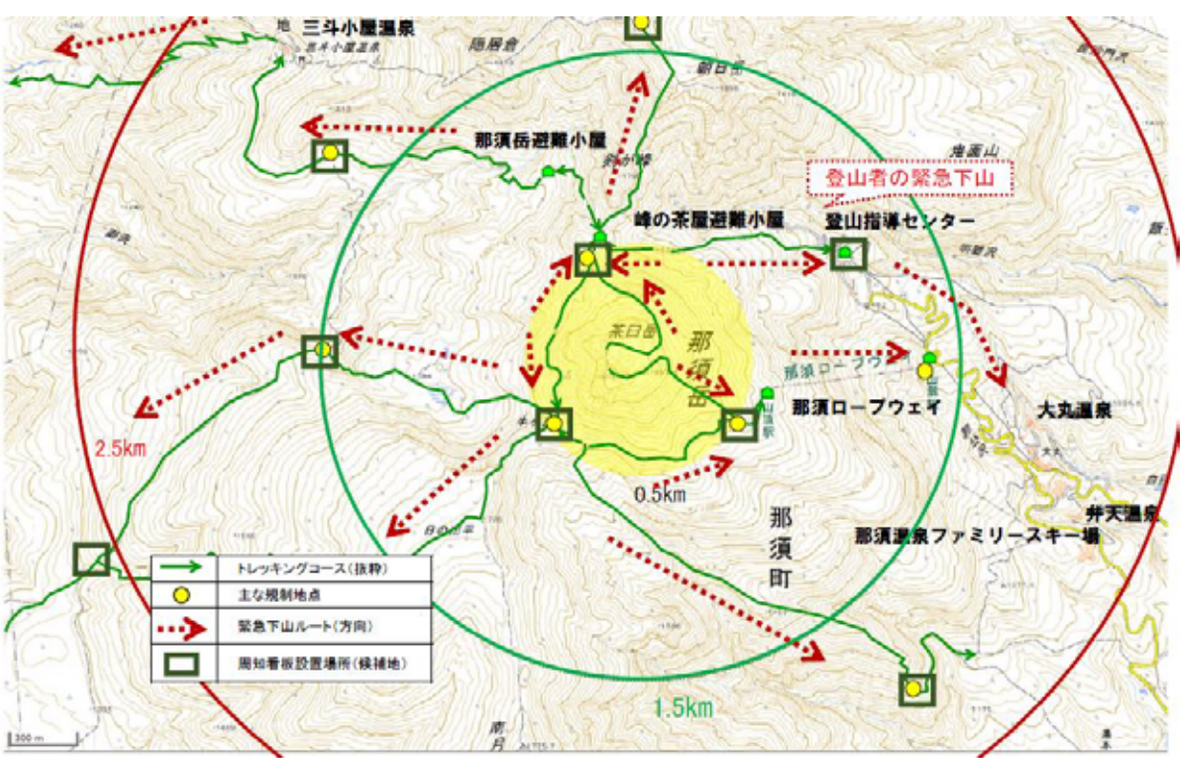

ウ　登山者の確認・救護活動

→「(1) ②エ登山者の確認・救護活動」参照

（３）臨時の火山の状況に関する解説情報等が出された場合

町は、臨時の解説情報等が出された場合、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール等により、注意を呼びかける。

なお、山頂 500m 規制実施により、避難が必要になった場合は、「（２）噴火警戒レベルの引き上げや立入規制などにより、避難が必要となった場合」の対応に準じる。